

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書

大阪地裁は8月2日、2008年の原爆症認定新基準導入後、国が認定申請を却下したことを違法だとして、被爆者8人の却下処分を取り消し、認定を国に命じる判決を出した。その後、国が控訴を断念したことは、早期の被爆者救済が求められる中、当然の判断だと言える。

新基準導入後も、5年間（2013年3月まで）に認定が1万500件、却下が約9,800件と、申請しても認められないケースが多発してきた。

判決では、現行基準の被曝線量の算定方法では、被曝の影響などが過小評価される可能性が強く、一応の目安にとどめるのが相当と指摘し、被曝状況や症状などに照らし、さまざまな形態での被曝の可能性がないかを十分に検討すべきと述べている。

認定制度は、国家補償的配慮を制度の根底として、戦争によって被害を受けた被爆者の救済のために制定されているものだが、結果として、被爆者を切り捨てることになっており、制度の抜本的改善が求められている。

広島と長崎に原爆が投下されて68年が過ぎ、被爆者健康手帳を持つ被爆者の平均年齢は、78.80歳（2013年3月現在）、被爆者数は20万1,779人で昨年よりも9,051人減っており、長期の裁判を避ける制度に改めることが強く求められている。

よって、国におかれては、原爆症認定制度の抜本的改善を進め、被爆者に対する国家補償を早期に実現することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 } 様